

発 案 書

県議第十七号

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書について

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書を次のように発案する。

令和八年十月八日

提出者 岐阜県議会議員

安井 忠 小川 祐輝 村下 貴夫 田中 勝士 水野 吉近 長屋 光征 中川 裕子 藤本 恵司 辻井 俊貴

岐阜県議会議長 松岡 正人 様

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

内閣府が令和五年三月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は、全国の十五歳から六十四歳までの年齢層において約百四十六万人に上り、五十人に一人と推計されている。

ひきこもり状態に至る背景には、不登校、離職、病気、人間関係、介護、家庭環境など様々なものがあり、心理的要因や社会的要因等が複雑に重なり合っている。また、ひきこもり状態は若年層から中高年層まで幅広い世代に及んでおり、本人のみならず家族も孤立や将来への不安を抱える場合があることから、一人一人の状況に応じたきめ細かで切れ目のない支援が必要である。

国においては、「子ども・若者育成支援推進法」や「生活困窮者自立支援法」等の関連する法制度に基づく支援を行うとともに、ひきこもり地域支援センターの設置、

ひきこもり支援ステーション事業、ひきこもりサポート事業などにより、相談支援、居場所づくり、関係機関のネットワークづくり等を進めている。

しかしながら、現時点ではひきこもり支援に特化した法律は制定されておらず、年齢や所得の状況、居住地域の支援体制等によって、必要な支援につながりにくいケースが生じている。このため、全国どこに住んでいても必要な支援を受けられる環境が十分に整っているとは言い難い。

よって、国においては、ひきこもり支援を社会全体で取り組むべき重要な課題として位置付け、年齢や所得の状況にかかわらず、本人及びその家族が全国どこに住んでいても必要な支援を継続的に受けることができるよう、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法整備を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年十月八日

岐阜県議会議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	厚生労働大臣	内閣府特命担当大臣（こども政策）	内閣府特命担当大臣（共生・共助）	内閣官房長官
-------	-------	--------	--------	------------------	------------------	--------

様